FP	２級	生保

2023年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級 生保顧客
資産相談業務

実 施 日 ◆　　年　　月　　日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（55歳）は、高校を卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。Aさんは、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。Aさんは、老後の生活資金の準備等、今後の資金計画を検討するにあたり、将来どのくらいの年金額を受給することができるのか、公的年金制度について理解を深めたいと考えている。

妻Bさん（56歳）は、先日、パート先の店長からシフトを増やせないかと相談された。妻Bさんは今の仕事にやりがいを感じており、シフトを増やすことを検討している。　そこで、Aさん夫妻は、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさん夫妻に関する資料＞

(1) Aさん（1967年７月16日生まれ・55歳・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

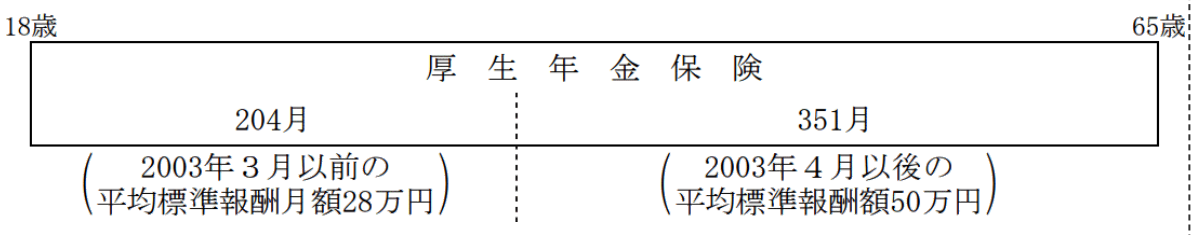

(2) 妻Bさん（1966年９月28日生まれ・56歳・パート従業員）

- 公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの６年間（72月）は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

＜妻Bさんのパート勤務の概要＞

- 週18時間のパート勤務、年収92万円
- 妻Bさんの勤務先は、特定適用事業所に該当する。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Mさんは、Aさん夫妻に対して、Aさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付の額について説明した。《設例》の＜Aさん夫妻に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づき、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、年金額は2022年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

① 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額

② 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額

＜資料＞

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$777,800\text{円}\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{\square}{\square}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{\square}{\square}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ｉ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,621円×被保険者期間の月数

$$-777,800\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝388,900円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問２》 Mさんは、Aさん夫妻に対して、公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんおよび妻Bさんには、特別支給の老齢厚生年金は支給されません。原則として、65歳から老齢厚生年金を受給することになります」

② 「Aさんおよび妻Bさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが67歳０カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、年金の増額率は16.8％となります」

③ 「国民年金の第３号被保険者である妻Bさんは、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、付加保険料を44月納付した場合、65歳から受給する老齢基礎年金の額に付加年金として年額8,800円が上乗せされます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問３》 Mさんは、Aさん夫妻に対して、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「１週間の所定労働時間および１カ月の所定労働日数が通常の労働者の（　①　）以上になった場合、健康保険および厚生年金保険の被保険者となります。また、妻Bさんがパート従業員として勤務している現在の事業所においては、１週間の所定労働時間または１カ月の所定労働日数が通常の労働者の（　①　）未満であっても、１週間の所定労働時間が（　②　）時間以上であること、雇用期間が２カ月を超えて見込まれること、賃金の月額が（　③　）円（賞与、残業代、通勤手当等を除く）以上であること、学生でないことの要件をすべて満たした場合、妻Bさんは健康保険および厚生年金保険の被保険者となります」

〈語句群〉

イ．20　ロ．25　ハ．36　ニ．88,000　ホ．100,000　へ．125,000

ト．２分の１　チ．３分の２　リ．４分の３

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

大手電機メーカーX社に勤務するAさん（40歳）は、X社の借上げ社宅で、会社員の妻Bさん（32歳）および長男Cさん（３歳）と３人で暮らしている。Aさん夫妻は、現在、マイホーム（戸建て）の購入を検討しており、住宅の購入にあたって、生命保険の見直しが必要であると感じている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんの家族構成＞

・Aさん（40歳）　　：会社員（厚生年金保険の被保険者）、年収700万円
・妻Bさん（32歳）　：会社員（厚生年金保険の被保険者）、年収350万円
・長男Cさん（３歳）

＜取得予定のマイホーム（戸建て）に関する資料＞

・物件概要　　：取得価額：4,500万円、建物の延床面積：100㎡
・資金調達方法：自己資金：1,000万円、銀行からの借入金：3,500万円（Aさんが全額借入予定）
・住宅ローン　：返済期間25年、毎年の返済額160万円、元利均等返済方式（団体信用生命保険に加入）

＜Aさんが現在加入している生命保険に関する資料＞

保険の種類：定期保険特約付終身保険（70歳払込満了）
契約年月日：2008年８月1日
月払保険料：16,200円
契約者（=保険料負担者）・被保険者：Aさん
死亡保険金受取人：妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	3,700万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
傷害特約	500万円	10年
入院特約	１日目から日額10,000円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※ 更新型の特約は、更新時に同じ保障金額で更新している。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 Mさんは、下記の各ケースについて、現時点（2024年１月22日）でAさんが死亡した場合の必要保障額を試算した。下記の＜条件＞を参考に、Aさんの必要保障額を計算した下記の表の空欄①～③に入る金額を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

示してある。また、金額がマイナスになる場合は、金額の前に「▲」を記載し、マイナスであることを示すこと。

〈条件〉

	＜ケース１＞	＜ケース２＞
	住宅を取得しない場合	住宅を取得した場合
Ａさんの年齢	40歳	40歳
妻Ｂさんの年齢	32歳	32歳
長男Ｃさんの年齢	３歳	３歳
生活費の総額	（　①　）	（　①　）
家賃の総額	7,980	—
住宅ローンの返済額	—	□□□
住宅修繕・リフォーム費用	—	800
租税公課（固定資産税等）	—	750
教育・結婚援助資金	1,400	1,400
その他費用（趣味・娯楽等）	1,500	1,500
死亡整理資金（葬儀費用等）	300	300
（ａ）遺族に必要な資金の総額	□□□	（　②　）
遺族厚生年金等	4,800	4,800
妻Ｂさんの公的年金	3,500	3,500
妻Ｂさんの勤労収入等	11,550	11,550
死亡退職金等	500	500
金融資産（現金、預貯金等）	1,300	100
（ｂ）遺族の収入見込金額	21,650	20,450
必要保障額（（ａ）－（ｂ））	□□□	（　③　）

※ 各数値の単位は万円であり、Ｍさんが概算の金額を算出したものである。

※ 計算にあたって、物価上昇率等は考慮していない。

《問５》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが死亡した場合の必要保障額の考え方について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんに会社員としての給与収入があるため、配偶者が専業主婦やパート等の世帯とは必要保障額が異なります。妻Bさんが病気等で働けなくなった場合や離職した場合など、必要保障額の算出結果が変化する可能性があることに留意してください」

② 「Aさんが現時点で死亡した場合、妻Bさんは、遺族厚生年金を受給することができます。遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額と同額になります」

③ 「教育費は長男Cさんの進路希望等により大きく変わります。特に、大学進学をする場合、国公立と私立、自宅通いと下宿などの違いにより、学費等に大きな差異が生じます。教育費の概算額は、文部科学省等の統計データや各生命保険会社の資料等で確認することができます」

《問６》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直し等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「必要保障額は、一般に、子どもの成長とともに逓増していきます。Aさんの今後のライフステージの変化に合わせて、保障内容を定期的に見直すことをお勧めします」

② 「Aさんが現在加入している生命保険には、就業不能状態や要介護状態になった場合の保障がありません。公的介護保険等の社会保障制度に連動して給付金が支払われる保険（特約）もありますので、見直しの際にご検討ください」

③ 「妻Bさんが死亡あるいはケガや病気等で働けなくなった場合、世帯収入が減少するだけでなく、それまで夫婦で行ってきた家事や育児等を外部の代行業者等に頼ることになることがあるかもしれません。Aさんの生命保険の見直しと同時に、妻Bさんの保障内容も確認する必要があると思います」

④ 「団体信用生命保険には、死亡・所定の高度障害状態に加え、がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当した場合に、住宅ローン債務が弁済されるものもあります。商品ごとの弁済基準をよくご検討のうえでお申込みください」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（72歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、今期限りで専務取締役の長男Bさん（40歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。X社は、現在、下記の＜資料＞の生命保険に加入している。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	５年ごと利差配当付長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	：2003年６月1日
契約者（=保険料負担者）	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
保険期間・保険料払込期間	：95歳満了
死亡・高度障害保険金額	：１億円
年払保険料	：330万円
現時点の解約返戻金額	：5,200万円
現時点の払込保険料累計額	：6,600万円

※ 解約返戻金額の80％の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。
※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、X社がAさんに役員退職金6,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を36年９カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

① 退職所得控除額

② 退職所得の金額

《問８》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料＞の長期平準定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「当該生命保険を現時点で解約した場合、X社はそれまで資産計上していた前払保険料6,600万円を取り崩して、解約返戻金5,200万円との差額1,400万円を雑損失として経理処理します」

② 「Aさんの勇退時に当該生命保険を払済終身保険に変更し、契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義を変更することで、X社は終身保険契約を役員退職金の一部としてAさんに現物支給することができます」

③ 「当該生命保険を現時点で払済終身保険に変更した場合、変更した事業年度において雑損失が計上されます。したがって、変更した事業年度の利益を減少させる効果があります」

④ 「X社が契約者貸付制度を利用し、契約者貸付金を受け取った場合、その全額を雑収入として益金の額に算入します」

《問９》 Mさんは、長男Bさんに対して、生命保険の活用方法について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「経営者が要介護状態あるいは重度の疾患等で長期間不在となった場合、業績が悪化してしまう可能性も考えられます。そのため、長男Bさんが重い病気等になった場合にX社が一時金を受け取ることができる生前給付タイプの生命保険に加入されることも検討事項の１つとなります」

② 「保険期間10年の定期保険は、長期平準定期保険に比べて保険料が割安なうえ、保険期間の途中で解約することで、多額の解約返戻金を受け取ることができるため、長男Bさんの役員（生存）退職金を準備する方法として適しています」

③ 「役員・従業員の退職金準備のために、養老保険の福利厚生プランを活用する方法があります。契約者をX社、被保険者を役員・従業員全員、死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族、満期保険金受取人をX社とする養老保険に加入することにより、支払保険料の全額を福利厚生費として損金の額に算入することができます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの３人家族である。Aさんは、2023年６月に取得価額5,000万円で新築マンションを取得（契約締結）し、同月中に入居した。住宅購入の頭金には、自己資金2,200万円と2023年５月にAさんの父親から住宅取得資金として贈与を受けた800万円を充当し、残りの2,000万円は銀行の住宅ローンを利用した。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（45歳）　　：会社員
・妻Bさん（43歳）　：2023年中に、パートタイマーとして給与収入90万円を得ている。
・長男Cさん（20歳）：大学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入に関する資料＞

給与収入の金額：820万円

＜Aさんが取得した新築マンションに関する資料＞

・取得価額　　：5,000万円
・土地　　：45㎡（敷地利用権の割合相当の面積）
・建物　　：70㎡（専有部分の床面積）
・資金調達方法：自己資金2,200万円、父親からの資金援助の額800万円、銀行からの借入金2,000万円（2023年12月末の借入金残高1,920万円、返済期間20年）
・留意点　　：当該マンションは、認定長期優良住宅および省エネ等住宅に該当する。また、住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「住宅ローンを利用して新築住宅を取得等し、2023年中に居住した場合、所定の要件を満たせば、居住の用に供した年分以後、最大で（　①　）年間、本控除の適用を受けることができます。控除額の計算上、住宅ローンの年末残高には、限度額が設けられています。Aさんのように認定長期優良住宅に該当する新築住宅を取得し、2023年中に居住した場合の年末残高の限度額は（　②　）万円です。

Aさんの場合、住宅ローンの年末残高は（　②　）万円よりも少ないため、住宅ローンの年末残高に控除率を乗じて得た金額を、所得税額から控除することができます。また、仮に、当該控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合は、その控除しきれない残額は、一定額を限度として、翌年度分の住民税額から控除されます。なお、本控除の適用を受けるための要件には、『住宅ローンの返済期間が（　③　）年以上であること』などがあります」

〈語句群〉

イ．5　ロ．10　ハ．13　ニ．15　ホ．20　へ．2,000　ト．3,000　チ．5,000

《問11》 Aさんの新築マンションの購入に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「父親からの資金援助について、『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』の適用を受けた場合、贈与を受けた金額が非課税限度額を下回りますので、贈与税は課されません」

② 「Aさんが2023年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、一定の書類を添付して、所轄税務署長に確定申告書を提出する必要がありますが、2024年分以後の所得税については、年末調整においてその適用を受けることができます」

③ 「転勤等のやむを得ない事由によりAさんが単身赴任で転居した場合、妻Bさんや長男Cさんが引き続きマンションに居住していたとしても、単身赴任後は住宅借入金等特別控除の適用を受けることができません」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問12》 Aさんの2023年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（a） 総所得金額		（ ① ）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	（ ② ）円
	扶養控除	（ ③ ）円
	基礎控除	□□□円
（b） 所得控除の額の合計額		2,700,000円
（c） 課税総所得金額（（a） － （b））		□□□円
（d） 算出税額（（c） に対する所得税額）		□□□円
（e） 税額控除（住宅借入金等特別控除）		（ ④ ）円
（f） 差引所得税額		□□□円
（g） 復興特別所得税額		□□□円
（h） 所得税および復興特別所得税の額		□□□円

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、2023年12月20日（火）に病気により83歳で死亡した。

Aさんが保有していたX社株式（発行済株式数の全部）は、後継者である長男Cさんが相続により取得する予定である。なお、長女Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞

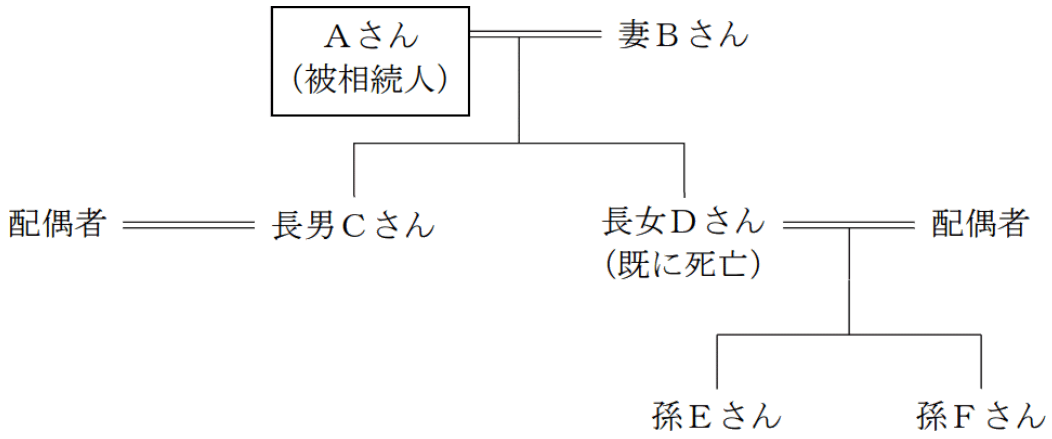

＜各人が取得する予定の相続財産（みなし相続財産を含む）＞

① 妻Bさん（79歳）

現金および預貯金　：1,000万円

自宅（敷地330㎡）：1,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）

自宅（建物）　　：1,000万円（固定資産税評価額）

死亡保険金　　：2,000万円（契約者(=保険料負担者)・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

死亡退職金　　：5,000万円

② 長男Cさん（53歳）

現金および預貯金：8,000万円

X社株式　　：２億円（相続税評価額）

※ 相続税におけるX社株式の評価上の規模区分は「大会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

③ 孫Eさん（22歳）

現金および預貯金：2,000万円

④ 孫Fさん（20歳）

現金および預貯金：2,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 相続人は、《設例》の記載のとおり、Aさんの財産を取得した。Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	妻Ｂさんに係る課税価格	（　①　）万円
	長男Ｃさんに係る課税価格	２億8,000万円
	孫Ｅさんに係る課税価格	2,000万円
	孫Ｆさんに係る課税価格	2,000万円
（ａ）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　②　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　③　）万円
	孫Ｅさん	□□□万円
	孫Ｆさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　④　）万円

＜資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

《問14》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「X社株式の相続税評価額は、原則として類似業種比準方式により評価されます。類似業種比準価額は、類似業種の株価ならびに１株当たりの配当金額、（　①　）および簿価純資産価額を基として計算します」

II.「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と１億6,000万円とのいずれか（　②　）金額までであれば、原則として、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

III.「Aさんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2024年（　③　）になります。申告書の提出先は、Aさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長です」

〈語句群〉

イ．売上金額　ロ．資本金等の額　ハ．利益金額　ニ．多い　ホ．少ない

へ．９月20日　ト．10月20日　チ．11月20日

《問15》 Aさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんが相続により取得した自宅の敷地を、相続税の申告期限までに売却した場合、当該敷地は特定居住用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができなくなります」

② 「相続税の総額は、各相続人の実際の取得割合によって計算されることから、分割内容により異なる額が算出されます」

③ 「孫EさんおよびFさんはAさんの孫にあたりますが、長女Dさんの代襲相続人ですので、相続税額の２割加算の対象となりません」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① 777,800(円)　② 1,369,176(円)
問2	① ○　② ○　③ ×
問3	① リ　② イ　③ ニ
第2問	
問4	① 11,628(万円)　② 16,378(万円)　③ ▲4,072(万円)
問5	① ○　② ×　③ ○
問6	① ×　② ○　③ ○　④ ○
第3問	
問7	① 1,990(万円)　② 2,005(万円)
問8	① ×　② ○　③ ×　④ ×
問9	① ○　② ×　③ ×
第4問	
問10	① ハ　② チ　③ ロ
問11	① ○　② ○　③ ×
問12	① 6,280,000(円)　② 380,000(円)　③ 630,000(円)　④ 134,400(円)
第5問	
問13	① 6,000(万円)　② 5,400(万円)　③ 1,745(万円)　④ 7,795(万円)
問14	① ハ　② ニ　③ ト
問15	① ×　② ×　③ ○